

第 1 6 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 8 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 2	寺田 勝典
委員	4	曾我 秀美	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	5	中本 芳美	委員	1 4	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	1 5	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	1 7	山川 芳範
委員	9	勝井 麻有美			

5. 欠席委員 議席 1 9 番 伴 慎也 会長

6. 議 長 議席 1 8 番 今井 百合 副会長

7. 議事録署名委員 議席 1 4 番 植西 良隆 委員
議席 1 5 番 林田 清光 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 副会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第82号 農地利用集積等促進計画案の意見について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

- 専門委員会報告
- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第2項の規定により、副会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。
 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は1名。遅参、早退の届出は
 ございません。よってただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しております
 ので、開会を宣言します。

 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を
 指名させていただきます。議席順に、議席14番植西良隆委員、議席15番林田
 清光委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。
 最初に、**議案第79号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい**
 て」を議題といたします。
 はじめに、3条調書、整理番号45について審議いたします。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号45番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2
 ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

 申請地は不耕作であり、譲渡人は規模縮小を考えていたことから、農地の所有
 権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣地に居
 住しており、申請地で野菜の栽培を行う予定です。

 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許
 可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号45については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。ただいま、事務局の方から説明があった通りでござ
 います。申請地は譲受人の家の前の土地ということで、草刈等は譲受人がされて
 います。特に何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号1山中です。今、説明のあった通りです。譲受人も今までどおり農地を守るということでしたので、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号45について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号45については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号46について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号46番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地で野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号46については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。現地確認を行ったところ、周辺に影響がないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号6 鎌倉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。購入される方も近くに住まわれているので、最適化の推進に問題ありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号4 6について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4 6については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号4 7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4 7番について説明します。参考図は5 ページ、6 ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、所有権移転について譲渡人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣地に居住しており、申請地で野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号4 7については、議席8 番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8 番山崎です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。現在も譲渡人が野菜を耕作しており、引き続き耕作を続ける予定ですので、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号 8 黄瀬推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 4 7 について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号 4 7 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 4 8 について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 4 8 番について説明します。参考図は 7 ページ、8 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなったことから、経営継承をし、農業に取り組みたい譲受人と所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の娘にあたり、申請地で水稻の栽培を行う予定です。作業歴 20 年以上の農業経験を活かしつつ、農業への従事期間を十分に確保するとともに、親族の応援体制を得ながら、耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 4 8 については、議席 1 番藤井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 1 番藤井です。詳細は事務局から説明いただいた通りです。10 月 1 日に譲受人と池本推進委員とで現地確認を行いました。その際に譲受人の今後の

営農活動についてヒアリングを行いました。譲受人はこれまでも高齢の譲渡人の代わりに水稻の栽培を行っており、親族及び大規模法人の協力を得つつ、営農を実施していく予定です。今後の営農活動につきまして問題ないと考えられますので、本案件は許可相当と判断しました。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号 1 1 池本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 1 1 池本です。今言われた通りです。譲渡人が高齢のため、一人娘である譲受人に生前贈与するものです。問題はありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 4 8 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 4 8 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 4 9 については、議案第 8 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について」の 5 条調書、整理番号 4 5 と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 4 9 番および、議案第 8 1 号、5 条調書、整理番号 4 5 について説明します。調書は 4 ページ、参考図は 9 ページ、1 0 ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は、これまで農業経験のある知人の支援を受けながら耕作されていましたが、体調不良より耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、農地利用最適化推進委員として、荒廃農地の防止の使命があり、また自身が経営する事業所に近く、管理適地であったことから、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、5条調書、整理番号45番について説明します。調書は12ページ、参考図は46ページ、47ページ、土地利用計画図は48ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地東側にある事業所と同族が経営する子会社であり、当該事業所と同一敷地内で事業を行う上で、既存の事業敷地内にある資材を移動させる必要があり、当該地を代替地として利用されます。なお、一部農地の登記地目は山林ですが、現況が田であり、農地法における農地は現況主義であることから、田の部分について今回転用申請が必要となっております。造成工事は、表土鋤取り後、盛土による整地計画とされ、周囲と一段離れた所で法面を設けて土砂流出防止を図られます。雨水排水は自然地下浸透処理とされ、溢れた雨水は西側の既設水路に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 3条調書、整理番号49及び5条調書、整理番号45については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。事務局の説明があった通りです。辻推進委員と9月24日と10月7日に譲受人と立会を行いました。譲受人は、事業拡大を考えており、以前より会社隣の土地の確保を考えておられました。今回譲渡人の耕作継続が難しくなったため合意が得られました。周囲の同意も得られており、何ら問題もないと考えます。事業拡大の土地以外の農地は、このまま水稻の栽培を行われる予定です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号16辻推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号16辻です。9月と10月に中本農業委員と現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。問題ないと考えています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、まず3条調書、整理番号49について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号４９については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号４５について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号４５については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号５０について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号５０番について説明します。参考図は１１ページ、１２ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は譲渡人の合意のもとで、かねてから譲受人が耕作し管理をしてきましたが、先般の農地法改正により、農地の所有権移転ができる運びとなったため、改めて双方に合意し申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。これまでも耕作をされてきたことに加え、農機具を所有し、作業歴４０年の親族の応援を受けられることから耕作に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ３条調書、整理番号５０については、議席１１番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１１番奥村です。１０月２日に藤井推進委員と現地確認を行いました。譲受人に出会い話を聞かせていただきますと、４０年程前から申請地を借りて家庭菜園を営んでおられました。農地法改正に伴い農地の所有権移転ができるということで喜んでおられました。このまま耕作していただければ、何の問題もないと考えております。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号１９藤井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

- 事務局 代読いたします。農業委員の言われた通り特に農地利用最適化に問題はありません。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号50について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号50については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、3条調書、整理番号51について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号51番について説明します。参考図は13ページ、14ページです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地近郊に所有農地があり、作業歴20年の経験を活かし、申請地で水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 3条調書、整理番号51については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号11番奥村です。9月14日に丸橋推進委員と代理人の3人で現地確認を行いました。先ほど事務局の説明通りです。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 続いて、区域番号21丸橋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 2 1 丸橋です。奥村農業委員が言われた通りです。問題はありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 5 1 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 5 1 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 5 2 については、次の整理番号 5 3 及び 5 4 と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 5 2 番、整理番号 5 3 番、整理番号 5 4 番について説明します。まず、整理番号 5 2 番の参考図は 1 5 ページから 1 6 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、去る 9 月総会で同様に農地を取得し、経営規模の拡大を継続して進められており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号 5 3 番について説明します。調書は 5 ページ、参考図は同様に 1 5 ページから 1 6 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、高齢により農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、整理番号 5 2 番と同一人であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号 5 4 番について説明します。参考図は同様に 1 5 ページから 1 6 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請され

ました。譲受人は、整理番号５２番と同一人であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ３条調書、整理番号５２、５３、５４については、議席３番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号３番緩利です。事務局の説明の通りです。譲受人は規模の拡大をずっと図っておられる耕作者で、今後も積極的に耕作をしてくれる方です。今後の耕作に対して心配はありませんが、申請地周辺は水の便宜が非常に悪く、１年中ポンプで水を上げながら水稻を行っているような困った場所ですが、譲受人は意欲的に水稻を行ってくれる方ですので、今後も安心してお任せできると思っています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号２２阪口推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号２２阪口です。申請地はほ場整備が行われた水田です。この地区は主たる経営者が少ないのですが、譲受人が規模拡大を図っておられるために助かっております。地区にとりまして農地の集約化が推進されますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号５２について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５２については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号５３について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

- 委員 【挙手全員】
議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５３については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、３条調書、整理番号５４について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５４については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、３条調書、整理番号５５について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号５５番について説明します。参考図は１７ページ、１８ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、空き家バンクを通じて新たに農地の取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。取得した家屋を拠点に、将来的に農家カフェの経営を希望されており、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 ３条調書、整理番号５５については、議席３番緩利委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号３番緩利です。詳細は事務局から説明いただいた通りです。譲受人は、甲賀市に移住し将来的にはカフェをしながら永住したいということで購入をしていただく予定です。なお、自家栽培用の野菜をつくるためということで畑を頑張ろうというように考えてくれている方です。安心した案件かなと思っております。ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 続いて、区域番号２３清水推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。譲受人は不耕作となっている該当地を整備及び耕作をされるとのことであり、農地利用最適化の推進に問題は無いと考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号55について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号55については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号56については、議案第81号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号46と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号56番および、議案第81号、5条調書、整理番号46番について説明します。参考図は19ページ、20ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地に隣接して、自己用住宅を建築申請中であり、当該地にて、果樹の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、親族支援のもと、身の丈に合った自家消費用の樹園地管理をするにあたっての営農計画書が添付されていることから、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、5条調書、整理番号46番について説明します。調書は12ページ、参考図は49ページ、50ページ、土地利用計画図は51ページです。申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。

申請内容は、住宅を目的とする、農地の売買です。当該申請地は第1種農地ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可で

きる」とされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、譲受人は市内で賃貸し居住しているものの、手狭になっており、また慣れ親しんだ実家に近接しての生活を希望しており、親族宅からほど近い当該地を適地として選定されました。現在の賃貸住居を離れ、当該地で建築面積78.25平方メートル、建ぺい率22.93パーセントとなる、住宅を建築されます。造成工事については、盛土及び切土により整地し、敷地南側に住宅を、間は駐車場及び進入路としてスペースを確保されます。また、土砂が流出しないように、端部にはコンクリート構造物を設置されます。雨水排水については、敷地北側に設置する桝に向けて地盤勾配を取り、桝で集水後、道路側溝に接続放流されます。その他、汚水・雑排水については下水道に接続処理されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 3条調書、整理番号56及び5条調書、整理番号46については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。9月25日に小川推進委員、区長及び業者とで現地確認を行いました。譲渡人は高齢で遠方に住んでおられ、耕作が困難であるために適切な農地の管理ができないとのことでした。譲受人は申請地を住宅の建設用地として購入し、果樹の栽培を行われる予定です。周辺農地への影響もなく、問題がないと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号29小川推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。申請地は譲受人が栗や梅などを耕作されます。また、農地利用最適化に関しては支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号56について採決いたします。

- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５６については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、５条調書、整理番号４６について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号４６については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については、都市計画法第２９条について別途手続き中であり、転
用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。
- 議 長 続きまして、３条調書、整理番号５７について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号５７番について説明します。調書は６ページ、参考図は２１ページ、
２２ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住
しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合
意し、申請されました。譲受人は、申請地近隣に居住しており、申請地にて野菜
の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 ３条調書、整理番号５７については、議席７番森地委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号７番森地です。１０月３日に山口推進委員と現地確認を行いました。
譲渡人は相続で土地を取得されましたが、遠方に居住しているため農地の管理が
行えないため、譲受人に相談されたところ了承を得られたとのことです。譲受人
は露地野菜を耕作されるとのことです。周辺農地への影響も問題ありません。
- 議 長 続いて、区域番号３０山口推進委員、意見ををお願いします。

- 担当推委 区域番号３０山口です。申請地は譲受人の隣地で土地の管理が容易です。譲受人が耕作することで、農地利用の最適化が推進されます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号５７について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号５７については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、３条調書、整理番号５８について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号５８番について説明します。参考図は２３ページ、２４ページです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地近隣に居住しており、農業歴５０年の経験を活かし、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 ３条調書、整理番号５８については、議席１３番黄瀬委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号１３番黄瀬です。もともと譲渡人は譲受人に小作をしてもらっていましたが、譲渡人が譲受人に声をかけずに第三者に相談されたことから、譲受人から相談を受けました。譲渡人と協議を行ったところ、耕作者がいなくなったら迷惑をかけるので売りたいとのことから、営農組合の方や耕作者に相談したところ上手くマッチングができました。このように、いろいろな方にも目を配れば意外と地元の人でも調整できそうな気もしましたので、情報提供させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 続いて、区域番号 39 田村推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号 39 田村です。現在も譲受人が水稻耕作をされていますので農地利用最適化が継続推進されます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 58 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 58 については、許可とすることに決定いたします。
議案第 79 号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、**議案第 80 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
4 条調書、整理番号 7 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 7 番について説明します。調書は 8 ページ、参考図は 25 ページ、26 ページ、土地利用計画図は 27 ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第 3 種農地です。
申請地を自己用宅地及び庭にするための申請です。計画によると、申請人は自己用居宅と隣接する当該地を屋敷一体の庭として確保されます。新たな造成工事はなく、地盤は畑地をベースに、周囲の建物と高低差はほとんどなく、土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理ですが、面積が狭小であり、また周囲は宅地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。
以上、農地法第 4 条第 6 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 4 条調書、整理番号 7 については、議席 5 番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。事務局の説明の通りです。10月5日に現地確認を申請者と行いました。近隣の方の同意も得られており、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。申請地は転用による周辺農地への被害がないものと考えられるので地域が進める農地利用最適化推進に支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号7について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番について説明します。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を車庫の敷地にするための申請です。計画によると、申請人は自己用住宅と隣接する当該地を屋敷一体の庭として確保されます。新たな造成工事はなく、地盤は周囲地形と高低差がなく、一体的に整備されています。雨水排水は既設排水処理設備を通じて放流処理されるほか、周囲は市道と宅地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号8については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号３番緩利です。登記地目は畑となっていますが、現況は宅地となっています。かなり過去から農地というような姿は全くない状態で、排水等に関しても、かなり長い間現況の状態となっています。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号２４緩利推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。申請地は地元関係者の同意が得られており地域が進める農地利用最適化推進に支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 ９番勝井です。参考図３０ページにおいて、１２８４番地を審査していますが、１２８２番地も今回の審査対象ですか。整理番号８番は顛末案件ですが、１２８２番地も現況宅地とあり畑となっているのでどちら案件かを確認したい。

事 務 局 黒く囲っている場所が今回の申請地のため、１２８４番地が対象地です。

議 長 他にご質問ありませんか。
ご質問等も無いようですので、４条調書、整理番号８について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号８については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、４条調書、整理番号９については、次の整理番号１０と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号９番、整理番号１０番について説明します。まず、整理番号９番について説明します。調書は９ページ、参考図は同様に３１ページ、３２ページ、土地利用計画図は３３ページです。申請地は非線引き都市計画区域内の第３種農地です。

申請地を車庫敷地にするための申請です。計画によると、申請地は以前に農業

用倉庫が建築されたところ、生活スタイルの変化に伴い自家用車庫として利用されます。新たな造成工事はなく、既存の農業用倉庫の地盤面に高さが揃っており、すでに締め固まっているため土砂流出防止は見込まれません。

雨水排水は自然地下浸透処理ですが、面積が狭小で、これまでも周囲に特段の影響がなかったことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。

農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

続きまして、整理番号10番について説明します。参考図は同様に31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、同様に非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請地を貸駐車場にするための申請です。計画によると、申請人は隣接居住者であり、申請地西側の事業者への貸駐車場として利用されます。造成工事については、既に盛土により土地整備されている部分に加え、木柵により土留めし土砂流出防止を図られます。雨水排水は自然地下浸透処理ですが、周囲は自己所有地と宅地、雑種地に囲まれており、一部農地も遊休のため耕作に支障がないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号9及び整理番号10については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。整理番号9番ですが、昭和53年頃に農業倉庫として建築されましたが、その後離農され、現在は車庫として使われております。なお、昭和53年頃から現在まで周辺に影響や被害はないとのこと。続いて整理番号10番ですが、令和3年に申請者の夫が無断で埋めかけられましたが、農業委員として推進委員と一緒に工事を差し止めと適正な申請を行って欲しい旨を訪問し伝えました。その後すぐに申請者の夫が亡くなられ、相続の手続き等々で3年が経過しましたが、この度申請をされました。なお、敷地内ということで影響等がないということのため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号42城推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号42城です。事務局及び寺田農業委員の説明の通りです。農地利用最適化推進に問題ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、４条調書、整理番号９について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号９については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、４条調書、整理番号１０について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】
議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号１０については、許可とすることに決定いたします。
議案第８０号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第８１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
５条調書、整理番号４１について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号４１番について説明します。参考図は３４ページ、３５ページ、土地利用計画図は３６ページです。申請地は、市街化調整区域内の第３種農地です。
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地北側に隣接し居住しており、家族用の駐車場として４台分を確保されます。新たな造成工事はなく、道路地盤とほぼ同一面で整地されており、道路側と見切りブロックで縁切りされています。雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、元が畑地であり、申請地が道路と宅地に囲まれていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。
以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書 整理番号41 については、議席19番伴委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。9月12日に林田推進委員と現地立会を行い、譲受人から説明を受けました。申請地の隣に住まいがあり、生活の上で利便の良い駐車場として数十年前から利用されています。宅地に囲まれた場所にあり、また集落内に位置することから、周囲への影響もなく、転用に何ら支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3林田です。事務局の説明の通りです。農地利用最適化推進に支障ないと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号41について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号41については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号42について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号42番について説明します。参考図は37ページ、38ページ、土地利用計画図は39ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請内容は、自己家庭用駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人の自己用居宅から既存の駐車場が離れており、今回自己用居宅に隣接する当該申請地を駐車場の適地として利用されます。新たな造成工事はなく、地盤は元の畑地をベースに砕石で締め固まっており、端部は道路構造物で縁切りさ

れています。雨水排水は自然地下浸透のほか、西側に向けて取られた地盤勾配を生かして、既存の水路に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 5条調書、整理番号42については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。10月8日に保井推進委員と現地確認し、申請者から転用計画について話を聞きました。申請地は、譲受人の自宅に近い農地で、利便性の高さから駐車場に転用されます。また、周辺農地には被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号10保井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号10保井です。長年ご利用されていた駐車場を、売買の関係で申請されました。当該地は、集落に接しており、農地利用最適化の推進に何ら支障がありません。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号42について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号42については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号43について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号43番について説明します。参考図は40ページ、41ページ、土地利用計画図は42ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
- 申請内容は、庭・駐車場を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、譲受人は申請地北側にある自己用居宅と一体敷地として、義母となる譲渡人の敷地を活用し、当地を庭および家族用の駐車場として確保されます。新たな造成工事はなく、地盤は隣接宅地造成の際に同一面で整備されており、端部はコンクリートブロックにより土砂流出防止を図られます。雨水排水は自然地下浸透のほか、隣接敷地内の会所桟に向けて勾配を取り放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議長 5条調書、整理番号43については、議席6番福野委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号6番福野です。10月2日に保井推進委員と現地を確認し、申請者から転用理由と計画について聞き取りを行いました。申請地は令和5年3月に申請し、転用許可された自己住宅に隣接する農地を利便性の高さから駐車場に転用されました。また、周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 続いて、区域番号10保井推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号10保井です。事務局並びに福野農業委員の説明に補足することはありません。農地利用最適化の推進に支障がありませんのでよろしくお願いします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号43について採決いたします。
- 許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号43については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号44について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号44番について説明します。参考図は43ページ、44ページ、土地利用計画図は45ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請内容は、進入路を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人は自己用居宅と離れた土地に駐車場があり、宅地への通路がなく不便であったことから、居宅に隣接する当該申請地を宅地への進入路として確保されます。造成工事は、表土鋤取り後、碎石敷き均しにより整地される程度であり、土砂流出は見込まれません。雨水は自然地下浸透処理ですが、面積が狭小であり、また周囲は親族所有地及び宅地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号44については、議席5番中本委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号5番中本です。事務局の説明があった通りです。10月7日に辻推進委員、譲受人、区長、司法書士と現地確認を行いました。近隣住民の方々の同意が得られており、何ら問題はないと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号16辻推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号16辻です。10月7日に中本農業委員と現地を確認し、申請者から申請理由についての聞き取りも行いました。何ら問題ないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号44について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号44については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号45及び整理番号46については、先ほど審議を終えております。
議案第76号については以上であります。

議 長 続きまして、**議案第82号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第82号について説明します。農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

14ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計17,342平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、15ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見」につきまして、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【意見等なしの声】

議 長 ご意見もないようですので、議案第 8 2 号について採決いたします。
「農用地利用集積等促進計画の案」にかかる意見については、「意見なし」として意見を付すことに、賛成することに委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 8 2 号 については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに決定いたします。
議案第 8 2 号については以上であります。

議 長 続きまして、報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処分報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は 1 6 ページから 1 7 ページ、参考図は 5 2 ページから 5 3 ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第 5 条の届出が 1 件で、農地法施行規則第 2 9 条の届出が 1 件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 報告案件は以上です。
これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。

議 長 続きまして、「6. 報告事項」に入ります。
「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。

事 務 局 意見書検討委員会から林田委員長をお願いします。

林田委員長 先月の総会後に行いました意見書検討委員会において、去年に審議していただき、今年の 1 月に市長に提出した内容について、令和 7 年度の市の予算化を検討いただくことで話がまとまりました。以上でございます。

事 務 局 続きまして、事務局報告事項に入ります。
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・農業経営改善計画認定審査結果

- ・ 青年等就農計画認定審査結果
- ・ 農業委員会の委員の募集結果について
- ・ 地域ブロック会議について
- ・ 経過と予定

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。